

关于高额疗养费制度（限度額適用認定証） / 高額療養費制度（限度額適用認定証）について

加入了日本国家医疗保险的患者，通过预先向所加入的医疗保险承保人提出申请，这样每个月在院内窗口所支付的金额可以限制在一定金额内。（如果付款时没有使用“限度額適用認定証”或“限度額適用・標準負担額減免認定証”，事后可以向承保人申请办理超过自己负担金额部分的退还手续。）

但是，不包含单间费、病号服费、伙食费和自费诊疗（包含保险不适用的先进医疗）等。

另外，如果医疗费没有超过自己负担金额，该制度也不适用。

/日本の公的医療保険に加入している方は、事前の申請を行うことにより、窓口での支払い金額を月単位で一定の限度額まで抑えることができます。（「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を使用せずに、支払いされた場合は、保険者に還付請求することができます。）

ただし、個室代、病衣代、食事代や自費診療（保険診療の対象に至らない先進的医療を含む）などは含まれません。

また、医療費が自己負担額の限度を超えない場合も適用されません。

手续/手続き

预先向所加入的医疗保险承保人提出申请，请向医院窗口出示由承保人发行的“限度額適用認定証”或“限度額適用・標準負担額減額認定証”。每个月所支付的金额将会在一定额度内。

但是如果未能及时出示时，有可能无法适用。

同时，如果对办理预先申请手续或转院时的相关手续等有不清楚的地方，请向所加入的医疗保险承保人咨询。

/加入されている医療保険の保険者に事前の申請を行い、保険者から発行される「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受付に提示してください。支払い金額が月単位で一定の限度額までとなります。

ただし、提示が遅れた場合は適用できない場合があります。

なお、事前の申請に必要な手続きや転院した時の取り扱いなど、ご不明な点がありましたら、加入されている医療保険の保険者までお問い合わせください。